

奈良市公報

第 1 8 4 号

平成 16年5月1日印刷発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 総務課長
印刷所 株式会社京阪工技社

(平成 16年 4月 2日 揭示済)

目次

告 示

住居番号の設定.....	1
認可地縁団体からの告示事項の変更の届出(2件)...	1
放置自転車等の保管.....	1
徴収事務の委託.....	2
包括外部監査契約の締結.....	2
国民健康保険被保険者証の無効.....	2
道路の位置指定.....	2
結核指定医療機関の指定辞退.....	3
放置自転車等の保管.....	3
身体障害者福祉法に規定する医師の指定.....	3
開発行為に関する工事の完了.....	3
予防接種の実施の一部改正.....	3
放置自転車等の保管(2件).....	3
身体障害者福祉法の規定による指定医の指定辞退.....	4
行旅死亡人の取扱い.....	4
開発行為に関する工事の完了.....	4
放置自転車等の保管.....	4
奈良市建築文化賞の推薦の時期等.....	4
放置自転車等の処分.....	5
放置自転車等の保管.....	5
結核指定医療機関の指定辞退.....	5
結核指定医療機関の指定.....	5

教育委員会

定例教育委員会の開催.....

5 農業委員会

農地部会の招集.....

議 会

議会運営委員会の委員の辞任.....

合併問題検討特別委員会の委員の辞任.....

防 災 会 議

奈良市防災会議運営規程の一部を改正する告示.....

告 示

奈良市告示第 198号

奈良市住居表示に関する条例(昭和 42年奈良市条例第 21号)第 3条の規定に基づき、次のとおり住居番号を付けたので告示します。

平成 16年 4月 2日

奈良市長 大川 靖 則

次のとおり省略

奈良市告示第 199号

地方自治法(昭和 22年法律第 67号)第 260条の 2 第 1項の規定により藤原町自治会から告示した事項の変更の届出がありましたので、同条第 10項の規定により次のとおり告示します。

平成 16年 4月 2日

奈良市長 大川 靖 則

1 変更があった事項及びその内容

代表者の氏名及び住所	
変更前	変更後
藤本 忠彦 奈良市藤原町 58番地	浅田 柁夫 奈良市藤原町 26番地の 1

2 変更の年月日

平成 16年 1月 12日

(平成 16年 4月 2日 揭示済)

奈良市告示第 200号

地方自治法(昭和 22年法律第 67号)第 260条の 2 第 1項の規定により山村町自治会から告示した事項の変更の届出がありましたので、同条第 10項の規定により次のとおり告示します。

平成 16年 4月 2日

奈良市長 大川 靖 則

1 変更があった事項及びその内容

代表者の氏名及び住所	
変更前	変更後
村田 圭司 奈良市山町 55番地の 2	竹本 健一 奈良市山町 68番地

2 変更の年月日

平成 16年 2月 10日

(平成 16年 4月 2日 揭示済)

奈良市告示第 201号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和 59年奈良市条例第 23号)第 9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10条第 1項の規定により告示します。

平成 16年 4月 5日

奈良市長 大川 靖 則

1 移動理由

- 自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成 16年 4月 5日
 - 3 移動対象区域
近鉄学園前駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所
奈良市大安寺西二丁目 288- 1
奈良市自転車等保管施設
 - 5 引取期間
移動日から 60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第 3号）第 1条第 1項に規定する市の休日（毎月の第 2 及び第 4 土曜日を除く。）を除く。
 - 6 引取時間
午前 9時から午後 4時 30分まで
 - 7 引取りのための必要事項
印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）をお持ちください。
次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。
ア 移動費 2,000円
イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から 14日以内は無料）
 - 8 連絡先
奈良市企画部交通政策課 電話 0742- 34- 111代表
（平成 16年 4月 5日 掲示済）

奈良市告示第 202号

地方自治法施行令（昭和 22年政令第 16号）第 158条第 1項の規定により、次のとおり徴収事務を委託したので、同条第 2項の規定により告示します。

平成 16年 4月 6日

奈良市長 大川 靖 則

1 受託者・徴収事務

受 託 者	徴 収 事 務
奈良市二条大路南一丁目 1 番 30号 奈良市市街地開発株式会社 取締役社長 吉村 隼鷹	奈良市営西部会館駐車場 使用料

2 委託の期間

平成 16年 4月 1日から平成 17年 3月 31日まで

（平成 16年 4月 6日 掲示済）

奈良市告示第 203号

地方自治法（昭和 22年法律第 67号）第 252条の 36第 1項の規定により、次のとおり包括外部監査契約を締結したので、同条第 5項の規定により告示します。

平成 16年 4月 7日

奈良市長 大川 靖 則

1 包括外部監査契約の期間の始期

平成 16年 4月 1日

- 2 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法
契約で定める基本費用の額並びに契約に定めるところにより算定した執務費用及び実費の額の合算
- 3 包括外部監査契約を締結した者の氏名及び住所
氏名 西 育良
住所 奈良市南袋町 6 番地の 1 中山ビル
- 4 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の支払方法
契約の定めるところによる。

（平成 16年 4月 7日 掲示済）

奈良市告示第 204号

下記の者について、平成 16年 3月 15日奈良市国民健康保険被保険者証を送付したが未着であることが判明したので、当該奈良市国民健康保険被保険者証は無効であることを公示します。

平成 16年 4月 7日

奈良市長 大川 靖 則

記

奈良市国民健康保険被保険者証交付者

住 所 奈良市西大寺赤田町二丁目 9 番 10号

世 帯 主 名 氏原 エミ

被保険者証記号番号 奈 1 496- 497

交 付 年 月 日 平成 16年 3月 15日

（平成 16年 4月 7日 掲示済）

奈良市告示第 205号

建築基準法（昭和 25年法律第 201号）第 42条第 1項第 5号の規定による道路の位置を次のとおり指定したので建築基準法施行規則（昭和 25年建設省令第 40号）第 10条の規定により公告します。

平成 16年 4月 7日

奈良市長 大川 靖 則

申請者住所	生駒市東生駒一丁目 32番地
申請者氏名	大陽興産株式会社 代表取締役 桑原 富夫
道路の位置	奈良市二名三丁目 95番地及び 958番地の 2 の各一部
道路の幅員	4.00メートル
道路の延長	20.79メートル
指定年月日	平成 16年 4月 7日
指定番号	第 15033号

(平成 16年 4月 7日 掲示済)

奈良市告示第 206号

結核予防法(昭和 26年法律第 96号)第 36条第 4項の規定により、次の結核指定医療機関がその指定を辞退しましたので、結核予防法施行令(昭和 26年政令第 142号)第 2条の 5第 2項において準用する同条第 1項の規定により告示します。

平成 16年 4月 7日

奈良市長 大川 靖 則

名 称	所 在 地	辞退年月日
薬局セブンファーマシーふるふる店	奈良市朱雀 6丁目 20- 2	平成 16年 3月 31日

(平成 16年 4月 7日 掲示済)

奈良市告示第 207号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和 59年奈良市条例第 23号)第 9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10条第 1項の規定により告示します。

平成 16年 4月 7日

奈良市長 大川 靖 則

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成 16年 4月 7日
- 3 移動対象区域
近鉄富雄駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成 16年 4月 7日 掲示済)

奈良市告示第 208号

身体障害者福祉法(昭和 24年法律第 283号)第 15条第 1項に規定する医師として次のとおり指定したので、奈良市身体障害者福祉法施行細則(昭和 62年奈良市規則第 29号)第 4条の規定により告示します。

平成 16年 4月 8日

奈良市長 大川 靖 則

医 師 の 氏 名	医 療 機 関 の 名 称	医 療 機 関 の 所 在 地	診 療 科 目	指 定 年 月 日
西久保 敏也	奈良県立奈良病院	平松一丁目 30- 1	小児科(じん臓機能障害)	平成 16年 3月 30日
影林 頼明	高の原中央病院	右京一丁目 3- 3	泌尿器科(じん臓機能障害)	

(平成 16年 4月 8日 掲示済)

奈良市告示第 209号

都市計画法(昭和 43年法律第 100号)第 36条第 3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成 16年 4月 8日

奈良市長 大川 靖 則

- 1 許可の年月日及び番号
平成 16年 2月 4日 奈良市指令都整開第 03A- 46号
- 2 検査済証の交付年月日及び番号
開発行為 平成 16年 4月 8日 第 86号
- 3 開発区域に含まれる地域
奈良市六条町 7番地の 3
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名
奈良市西ノ京町 179番地
柏原 清孝

(平成 16年 4月 8日 掲示済)

奈良市告示第 210号

平成 16年奈良市告示第 174号(予防接種の実施)の一部を次のように改正する。

平成 16年 4月 9日

奈良市長 大川 靖 則

次のよう省略

(平成 16年 4月 9日 掲示済)

奈良市告示第 211号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和 59年奈良市条例第 23号)第 9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10条第 1項の規定により告示します。

平成 16年 4月 9日

奈良市長 大川 靖 則

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
 - 2 移動年月日
平成 16年 4月 9日
 - 3 移動対象区域
近鉄高の原駅周辺自転車等放置禁止区域
- 以下省略

(平成 16年 4月 9日 掲示済)

奈良市告示第 212号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和 59年奈良市条例第 23号)第 9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10条第 1項の規定により告示します。

平成 16年 4月 12日

奈良市長 大川 靖 則

- 1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成 16年 4月 12日

3 移動対象区域

JR奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成 16年 4月 12日揭示済)

奈良市告示第 213号

身体障害者福祉法施行令(昭和 25年政令第 78号)第 3条第 2項の規定により、指定医がその指定を辞退したため、奈良市身体障害者福祉法施行細則(昭和 62年奈良市規則第 29号)第 4条の規定により次のとおり告示します。

平成 16年 4月 12日

奈良市長 大 川 靖 則

医師の氏名	医療機関の名称	医療機関の所在地	診療科目	辞退年月日
林 俊宏	伏見診療所	西大寺赤田町一丁目 4 - 6	内科(肢体不自由)	平成 16年 3月 25日

(平成 16年 4月 12日揭示済)

奈良市告示第 214号

行旅病人及行旅死亡人取扱法(明治 32年法律第 93号)に基づき平成 16年 2月 4日次の行旅死亡人を取り扱いましたので、心当たりの方は保護課まで申し出て下さい。

平成 16年 4月 12日

奈良市長 大 川 靖 則

発見日時	平成 16年 1月 29日 午後 2時 10分
発見場所	奈良市白毫寺 17番地 高円採石跡地北側山林内
本 籍	不詳
住 所	不詳
氏 名	不詳
年 齢	65歳前後
性 別	男性
死亡日時	平成 12年頃(推定)
死 因	自殺による縊頸(推定)
人相・特徴	頭蓋骨、右大腿骨のみ
着 衣	黒色チェック柄ジャケット、白色カッターシャツ、白色セーター様の物、黒色ズボン、赤色ネクタイ、黒色野球帽
遺留物件	黒色二つ折り財布、テレホンカード、自転車の鍵、薬

(平成 16年 4月 12日揭示済)

奈良市告示第 215号

都市計画法(昭和 43年法律第 100号)第 36条第 3項の規

定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成 16年 4月 13日

奈良市長 大 川 靖 則

1 許可の年月日及び番号

平成 16年 3月 4日 奈良市指令都整開第 03A- 60号

2 検査済証の交付年月日及び番号

開発行為 平成 16年 4月 13日 第 865号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市学園南二丁目 963番地の 270及び 963番地の 316

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良市あやめ池北三丁目 8番 10号

岡田 敬治

岡田 由美子

天理市平等坊町 176番地 1 ローレルコート天理前栽 517号

岩本 俊江

(平成 16年 4月 13日揭示済)

奈良市告示第 216号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和 59年奈良市条例第 23号)第 9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10条第 1項の規定により告示します。

平成 16年 4月 13日

奈良市長 大 川 靖 則

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成 16年 4月 13日

3 移動対象区域

近鉄新大宮駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成 16年 4月 13日揭示済)

奈良市告示第 217号

奈良市建築文化賞条例施行規則(平成元年奈良市規則第 14号)第 2条の規定により、第 1回奈良市建築文化賞の推薦の時期及び推薦に必要な条件を次のとおり定めましたので、同条の規定により公示します。

平成 16年 4月 13日

奈良市長 大 川 靖 則

1 推薦の時期

平成 16年 6月 1日から同月 30日まで

2 推薦に必要な条件

推薦対象建築物等は、奈良市内で完成した建築物等とする。

(平成 16年 4月 13日揭示済)

奈良市告示第 218号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和 59年奈良市条例第 23号）第 10条第 3 項の規定により利用者又は所有者から引取りのない自転車等を次のとおり処分しますので、奈良市自転車等の安全利用に関する条例施行規則（昭和 59年奈良市規則第 35号）第 5 条の規定により告示します。

平成 16年 4月 14日

奈良市長 大川 靖 則

1 処分の根拠

移動日から 60日経過したにもかかわらず、引取りがないため。

2 処分対象自転車等の保管場所

奈良市大安寺西二丁目 288- 1
奈良市自転車等保管施設

3 処分年月日

平成 16年 4月 30日

4 処分対象自転車等の移動年月日

平成 16年 1月 6日から同月 9日まで、同月 13日から同月 15日まで、同月 20日から同月 23日まで及び同月 27日から同月 29日まで

(平成 16年 4月 14日 掲示済)

奈良市告示第 219号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和 59年奈良市条例第 23号）第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10条第 1 項の規定により告示します。

平成 16年 4月 15日

奈良市長 大川 靖 則

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成 16年 4月 15日

3 移動対象区域

近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成 16年 4月 15日 掲示済)

奈良市告示第 220号

結核予防法（昭和 26年法律第 96号）第 36条第 4 項の規定により、次の結核指定医療機関がその指定を辞退しましたので、結核予防法施行令（昭和 26年政令第 142号）第 2 条の 5 第 2 項において準用する同条第 1 項の規定により告示します。

平成 16年 4月 15日

奈良市長 大川 靖 則

名 称	所 在 地	辞退年月日
角能整形外科	奈良市押熊町 1070 - 2	平成 16年 4月 11日

(平成 16年 4月 15日 掲示済)

奈良市告示第 221号

結核予防法（昭和 26年法律第 96号）第 36条第 1 項の規定により、次のとおり結核指定医療機関を指定しましたので、結核予防法施行令（昭和 26年政令第 142号）第 2 条の 5 第 1 項の規定により告示します。

平成 16年 4月 15日

奈良市長 大川 靖 則

名 称	所 在 地	指定年月日
かみつじこどもク リニック	奈良市押熊町 547 - 1 忍熊ビル 2 F	平成 16年 4月 12日
医療法人 青遼会 角能整形外科	奈良市押熊町 1070 - 2	平成 16年 4月 12日

(平成 16年 4月 15日 掲示済)

教育委員会

奈良市教育委員会告示第 4 号

平成 16年 4月定例教育委員会を次のとおり開催しますので、奈良市教育委員会会議規則（昭和 57年奈良市教育委員会規則第 12号）第 3 条第 2 項の規定により告示します。

平成 16年 4月 13日

奈良市教育委員会

委員長 鍛 冶 佳 広

1 日時

平成 16年 4月 19日（月）

午前 10時 30分から

2 場所

奈良市役所北棟 3 階 教育委員会室

3 会議に付すべき事件

教育長報告

奈良市少年指導センター設置規則の一部を改正する規則について

第 58回奈良市民体育大会の開催について

議事

議案第 1 号 教育委員長の選挙について

議案第 2 号 教育委員長職務代理者の指定について

議案第 3 号 平成 16年度奈良市就学指導委員及び調査員の委嘱又は任命について

4 その他

教育委員会の後援・共催にかかる事業について

傍聴受付は、午前 9 時 30分から午前 10 時 20分までで、定員 5 名になり次第締め切ります。

(平成 16年 4月 13日 掲示済)

農業委員会

奈良市農業委員会告示第 6 号

奈良市農業委員会平成 16年 4月農地部会の会議を下記のとおり招集します。

平成 16年 4月 5日

奈良市農業委員会
農地部会長 萩 原 征 二
記

- 1 日時
平成 16年 4月 14日 (水) 午後 1時 30分
- 2 場所
奈良市二条大路南一丁目 1番 1号
奈良市役所 中央棟 6階 第 1研修室
- 3 審議案件
農地法 (昭和 27年法律第 229号) 第 3条、第 4条、
第 5条及び第 20条に関する許可申請及び届出について
農地法施行規則第 5条第 1号に関する届出について
相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認
について
農地法第 25条第 2項の規定による通知の受理につ
いて
水田造成形質変更届出について
知事許可について (3月許可分)
(平成 16年 4月 5日 揭示済)

議 会

奈良市議会告示第 4 号

平成 16年 4月 14日、次の者が議会運営委員会の委員を辞任しました。

平成 16年 4月 14日

奈良市議会議長
米 澤 保

矢 野 兵 治
内 藤 智 司

(平成 16年 4月 14日 揭示済)

奈良市議会告示第 5 号

平成 16年 4月 14日、次の者が合併問題検討特別委員会の委員を辞任しました。

平成 16年 4月 14日

奈良市議会議長
米 澤 保

大 坪 宏 通

(平成 16年 4月 14日 揭示済)

防 災 会 議

奈良市防災会議告示第 1 号

奈良市防災会議運営規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成 16年 4月 9日

奈良市防災会議会長

大 川 靖 則

奈良市防災会議運営規程の一部を改正する告示

奈良市防災会議運営規程 (昭和 38年奈良市防災会議告示第 1号) の一部を次のように改正する。

第 7条中「企画部企画課」を「企画部防災課」に改める。

附 則

この告示は、平成 16年 4月 9日から施行し、この告示による改正後の奈良市防災会議運営規程の規定は、同月 1日から適用する。

(平成 16年 4月 9日 揭示済)